

00758

3 留意事項

- (1) 出納事務について
 - ア 母子衛生費負担金の調定もれ並びに過徴収しているものがあつた。所内における横の連けいを密にしまして、適正に徴収されたい。
 - イ 結核精密検査の再撮影分についても料金を徴収しているものがあつた。注意されたい。
 - ウ カルテ(健康相談票)と調定補助票の記入内容に不突合を生じているものがあつた。注意されたい。
 - エ 試験検査料の収納にあたり、試験委託書と調定補助票の記入内容に不突合を生じているものがあつた。的確な事務処理をされたい。
 - オ 食品衛生法に基づき各種の営業継続許可申請の遅れているものがあつた。正規の期限までに心ならず手続させよう指導されたい。
 - カ 保健所運営協議会委員である一般職の職員に属する職員に報酬を支出していることは適当でない。

キ 結核検査協議会委員報酬の支出内容及び委員の出席記録とに符号しないものがあつた。的確な経理に努められたい。

- ク 伝染病防疫作業従事職員特殊勤務実録簿において、細菌検査業務への従事と混同記録されていたものがあつた。明確に区分すべきである。
- ク 結核患者管理検診及び家族検診の委託料の支出額は、委託病院から保健所へ回送された検診結果表(保健所長が発行する受診券)の合計額と不突合であつた。支出にあつては、検診結果表による請求内容の検査確認を厳にされたい。

(2) 予算の効率的執行について

X線71ルムの翌年度繰越量は、764千余円(39年3月現在における購入単価で換算した額)で、38年度使用実績1,146千余円の約66.7%と多量にのぼっていた。また、自動車用燃料においてもほぼ同様な繰越状況であつた。これは、前年度以前からの繰越量が累積されてきてこのように多量になつたもので

00759

あり、予算の効率的執行について一層検討の要がある。

(2) 財産の管理について

当所敷地421坪は地元町有地となつているが、賃借契約がなされていない。しかし、この土地は譲与によるものか、あるいは借用しているものかが不明のまま現在に至つているので、いずれか明確にしておくべきである。

浜村保健所

昭和39年7月28日監査

監査委員 中 田 玉 平

1 予算の執行について

(1) 収入

科 目	予算額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
賃借料	円 40,000	円 28,326	円 28,326	円 0	
負担料及手数料	1,327,000	1,302,685	1,302,685	0	
寄附金	-	17,300	17,300	0	県庁舎建設費寄附金

雑収入	804	804	0
合 計	1,367,000	1,349,115	0

(2) 支出

科 目	予算令達額	支出済額	不用額	摘要
県 庁 費	円 11,675,264	円 11,675,264	円 0	
社会及労働施設費	1,800	1,800	0	
保健衛生費	6,358,485	6,335,873	22,612	
合 計	18,035,549	18,012,937	22,612	

(3) 収入証紙取扱額(食品衛生法に基づく手数料等各種許認可手数料) 433,290円

2 主な業務の実施状況について

(1) 結核健康診断予防接種実施状況

実施区分	対象人員		受診人員		ツベルクルン受診人員	B C G接種人員	間接撮影人員	直接撮影人員	受診率 (A)
	(A)	(B)	(A)	(B)					
定期 一学校 一般住民 事業所その他 計	14,725 8,293 23,018	12,926 8,100 21,026	2,147 6,096 8,243	1,437 911 2,348	11,283 7,644 18,927	546 348 894	87.8%		
定期外 離核患者及び家族検査 計	330 1,567 1,897	250 1,146 1,396	84 84	25 25	248 821 1,069	12 339 351	75.4		
合計	24,915	22,422	8,327	2,373	19,996	1,245			
法定外(学校・事業所等)		5,378				174	75.5		

(2) 赤痢菌検索成績表

対象者	検査件数	陽性者数
患者、接触者、経過者	987(111)	66(4)
集団発生多発地区	930	36
食品、給食、水道関係従事者	372	
その他	173	
計	2,462(111)	102(4)

注 () は隔離病舎に隔離中の患者の別記

(3) 狂犬病予防事業実施状況

登録頭数	予防注射頭数	捕獲				分
		抑留	返還	他	計	
422	715	156	66		90	

(4) 保健婦家庭訪問活動状況

目的	結核	伝染病	乳幼児	未熟児	性病	母性	成人病	その他	計
訪問数	2,006	539	2,989	121	17	1,153	196	3,428	10,431

(5) 食品及び環境衛生監視指導状況

食品	環境	
	監視指導件数	監視指導件数
対象数	869	86
		229

(6) 試験検査実施状況

項目	結核菌		尿検査	赤痢 血反球	食品		血球検査	水		寄検 虫検査	計	
	培養	塗鏡 沫検			細菌 検査	化学 検査		細菌 検査	化学 検査			
件数	2,570	318	167	758	1,279	143	19	85	144	19	128	5,650

3 留意事項

(1) 出納事務について

ア 母子衛生費負担金の調定もれがあつた。的確な事務処理をされたい。

イ 事業所の結核検診についても契約を締結して実施すべきである。なお、検診料の調定が遅れているものがあつたので可及的速やかに処理されたい。

ウ カルテ(健康相談票)と調定補助票の処置内容

に不適合を生じているものがあつた。また診断書の規定どおり徴収していないもの等があつた。事務の適正な処理に一層配慮されたい。

エ 食品衛生法に基づき各種の営業継続許可申請の遅れているものがあつた。正規の期限までに申請させるよう指導されたい。

00762

オ 保健所運営協議会委員である一般職員に属する職員に報酬を支出していることは適当でない。

カ 保健婦が結核患者指導業務に従事したとき及び狂犬病予防員が狂犬病予防法の規定に基づき予防注射、検診または捕獲の業務に従事したときの特殊勤務手当を支給するに当つては、同手当の支給に関する規則の定めるところによりその従事した時間による支給区分を明確にしておく必要がある。

(2) 予算の効率的執行について
 X 線用フィルム等の翌年度繰越量は、38年度使用実績336千余円(39年3月現在の購入単価で換算した額)より多い521千余円であつた。また、郵便切手類においてほぼ同様な状態であつた。これらは、前年度以前からの繰越量が累積されてこのように多量になつたものであり、予算の効率的執行について一層検討の要がある。

鳥 印 刷 所 昭和39年8月20日 監査
 監査委員 浜 田 庄 二

1 事業収支決算状況について

(1) 収入

科 目	予算額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
事業収入	12,495,000	12,524,188	12,524,188	0	
繰越金	1,629,000	2,025,972	2,025,972	0	
雑収入	46,000	134,364	134,364	0	
合 計	14,170,000	14,684,524	14,684,524	0	

(2) 支出

科 目	予算額	支出済額	不用額	摘要
人件費	7,300,000	7,290,471	9,529	
施設費	5,155,000	4,939,184	213,816	
一般会計繰出金	348,000	348,000	0	
備費	100,000	100,000	0	
計	1,269,000	0	1,269,000	
合 計	14,170,000	12,677,655	1,492,345	

00763

昭和38年度収支決算の状況を単年度でみると事業収入12,524,188円、雑収入134,364円の収入合計12,658,552円に対し、人件費、需要費等事業支出額は12,677,655円で、当年度は印刷機1台を更新(購入費348,000円)したための臨時支出もあつて差し引き19,103円の赤字を生じているが、厚材料棚卸額△25,500円(昭和37年度からの繰越額303,776円と昭和39年度への繰越額278,276円の差引額)及び一般会計への繰出金100,000円があるので、これらを考りよすると55,397円の黒字決算となつている。

なお、この印刷事業会計収支決算上では、前年度からの繰越金2,025,972円と本年度(単年度)赤字額19,103円の差引額2,006,869円を昭和39年度へ繰り越していた。

2 留意事項

(1) 出納事務について

ア 作業伝票及び原価計算書の記録整備並びに納入物品の授受の記録を行ない、印刷単価の決定並びに

に事業収入の会計年度所属区分を明確にされたい。

イ 原価計算にあたり雑費が加算されていないものが多数見受けられた。統一した積算をされたい。

ウ 当年度に購入した物品の代金支払請求書を紛失し未払となつているものがあつた。書類の取り扱いは一層慎重を期されたい。

(2) 財産の管理について

当所敷地内には鳥取市から無償で借用している土地があり、相当以前には貸借契約を締結していたようであるが、現在ではその期限も切れたままとなつてゐる。契約を更新して貸借関係を明確にし、できれば具有移管を促進するよう当局は善処されたい。

(3) その他

施設の規模等運営の根本的な在り方については前年の監査報告で指摘したとおりである。現在県公報の印刷等を行なつてゐるが、受注後4ヶ月以上を要して納品されているものもある現状であるので、職員、機械類配置その他運営の根本的な在り方につ

00764

て検討善処されたい。

衛生研究所 昭和39年8月25日監査

監査委員 浜田庄二
同 中田玉平

1 予算の執行について

(1) 収入

科目	予算額	調定額	収入済額	収入未済額	摘要
使用料	1,188,000	1,187,502	1,187,502	0	
寄附金	—	11,300	11,300	0	県庁舎建設費寄附金
合計	1,188,000	1,198,802	1,198,802	0	

(2) 支出

科目	予算合連額	支出済額	不用額	摘要
県庁費	8,401,420	8,401,420	0	
保健衛生費	4,781,637	4,781,472	165	
諸支出金	10,500	10,500	0	
合計	13,193,557	13,193,392	165	

2 主な調査研究事項及び試験検査事項

(1) 理化学試験科

ア 天神川水系河川の水質調査

イ 放射能の測定

ウ 県内温泉の実態調査

エ 牛乳及び乳製品の品質調査

オ 環境衛生検査外3項目の検査

(2) 細菌検査科

ア 腸炎ビブリオの分布調査

イ 伝染病流行予測調査(ポリオ、ジフテリア、ソフエルエンザ)

ウ 腸内細菌検査外5項目の検査

(3) 依頼先別検体並びに検査件数等

00765

ア 検体件数

依 拠	類 種	先 先	別			合計
			学校及び 事業所	その他	当所で自か ら行なつたの もの	
保 健 所	保健所以外 の行政機関	医療施設	390	159	20,588	35,509
3,441	4,573	6,358				

イ 検査数等

検 査	有 料	無 料	合 計	当所で検査したもの の手数料調定額	
				当所で調分 定した分	保 険 所 で 調定した分
30,011	34,883	64,894	1,187,502	251,365	1,438,867

3 留意事項

(1) 出納事務について

ア 当所の試験検査手数料は、鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例及び同条例に基く県告示の別表によるものほかは、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」に基いて算定徴収することに前記県条例で定められているが、「健康保険法の規定による療養に要

する費用の額の算定方法」によつて算定徴収しているものの中には、診療報酬点数並びに単価が改定されているにもかかわらず、改定前の点数並びに単価で算定徴収している事例があった。常時健保関係の点数並びに単価の改訂に注意されたい。
イ 委託を受けて試験、検査等を実施したときは委託者に成績書を交付することになっているが、この試験成績書を書損した場合の事務処理が適切で

ないものがあつた。一片は手数料を収納するときの現金領収証書にしているので書損したときの取り扱いは慎重を期されたい。なお、試験成績書綴(控)をみると発行年月日のないもの、交付について所長の決裁印のないものがあつた。適正な事務処理をされたい。

ウ 収入調書に、所長及び出納員の印のないものがあつた。

エ 一般細菌検査については検査台帳が作成されていないが他の検査と同じように整備するように検討されたい。

オ 細菌検査業務従事職員に対する特殊勤務手当が当該条例、規則に規定されている業務以外に従事したときも支給の対象にされていることは不当である。

カ 39年3月31日に不用の決定をした物品が監査時現在そのまま保管されていた。不用の決定をした物品は速やかに売却又は廃棄の処分をされたい。

4 その他
各検査室の天井の塗装ははく落しつつかつて、精密を要する当所業務の遂行上誠に不適當である。至急に修理されたい。
なお、当所の建物は狭あいとなり、試験検査の実施上不適當となつているので善処されたい。

身体障害者更生指導所
身体障害者更生相談所 昭和39年8月5日監査
精神薄弱者更生相談所
監査委員 浜 田 庄 平
同 中 田 玉

1 予算の執行について

(1) 収入

科目	日 目	予 算 達 達 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	備 考
寄付金	—	円	11,100	円	11,100	県庁舎建設費者附金
身体障害者更生施設生産物売上金	2,190,000	円	2,143,022	円	50,660	
生産物売上金	—	円	102,004	円	22,133	79,871
過年度収入	—	円	—	円	—	
合 計	2,263,000	円	2,311,226	円	2,180,695	130,531

(2) 支出

科目	目 目	予 算 合 達 額	支 出 済 額	不 用 額	備 考
呉 職 員 費	7,463,850	円	7,463,850	円	0
諸 費	1,700	円	1,700	円	0
身体障害者福祉費	30,000	円	30,000	円	0
身体障害者更生施設費	4,588,662	円	4,488,379	円	80,283
精神薄弱者福祉費	1,000	円	720	円	280
精神薄弱者相談所費	369,000	円	360,866	円	8,134
合 計	12,454,212	円	12,345,515	円	88,697

2 身体障害者更生指導所生の状況

科 目	入 所 生 (イ)	修 了 生 (ロ)	修 了 生 の 内 訳		期 間 延 長 (ハ)	途 所 計
			就 職	延 長 期 間 履 了		
ラジオ科	7人	6人	4人	1人	1人	1
孔版裁科	5	3	2	1	1	2
洋裁科	9	5	2	1	3	4
裁物科	6	2	1	1	3	4
機械科	17	7	3	1	6	10
計	44	23	12	3	14	21

3 身体障害者更生相談並びに判定の状況

(1) 相談件数

区分	医療	補装具	職業	生活	その他	合計
区内	504	427	101	160	224	1,416
巡回	717	209	20	27	135	1,108
合計	1,221	636	121	187	359	2,524

(2) 判定件数

区分	心理	職能	医療	補装具	その他	合計
区内	456	458	584	424	129	2,051
巡回	185	185	688	193	103	1,354
合計	641	643	1,272	617	232	3,405

4 精神薄弱者更生相談並びに判定の状況

(1) 相談件数

5 留意事項

区分	施設 入所	勸業 委託	職業	医療 保健	生活	教育	その他	合計
区内	62	8	47	25	19	44	15	220
巡回	138	16	45	66	37	110	58	497
合計	200	24	90	121	56	154	73	718

(2) 判定件数

区分	医学	心理・職能	その他	合計
区内	92	158	70	320
巡回	286	271	71	628
合計	378	429	141	948

(1) 出納事務について

ア ラジオ科の生産物売却処分価格をみると、なかには価格算定基準(伺定め)に定めている雑費を含まない価格で処分しているものがあつて、評価の取り扱いがまちまちである。売却価格が不均衡

(2) 留意事項

ににならないよう基準の適正な運用に留意されたい。
なお、物品製作申込書の内容記入の不十分なものがある。受注品の規格、型式等内容を明確に記入しておかれない。

イ 洋裁科の物品製作申込書の内容記入も不充分のものがあつた。受注品の型、布生地の種類等内容を明確にしておかれない。なお、完成品の良否如何によつて雑費を増減して、価格を決定しているが、完成調査では製品の良否が不明確のものであつた。明確に整理しておかれない。

ウ 編物料の完成調査から算出した使用原材料(毛糸)の数量と購入、交付数量にかなりの差があつた。原材料の出納は一層厳にするとともに受払を明確に記録整理されたい。

エ 孔版科の物品製作申込書についても受注品の品名、規格数量等内容を一層明確に記入しておかれない。

オ 身体障害者の巡回更生相談業務における嘱託医

の随行看護婦に対する旅費を費用弁償から支出しているが、支出科目は、特別旅費が適当である。

カ 自動車用燃料のガソリン、混合油及び暖房用燃料の灯油の購入にあつては、業者の競争に付する等、経費の経済的使用に留意されたい。

なお、混合油を契約単価よりも高い価格で購入していたことは適当でない。

また、ポイラー用重油の購入単価決定にあつてはさらに検討されたい。

(2) 物品出納簿の取扱いについて
給食用材料、訓練用及び補装具製作原材料は、物品出納簿において購入と同時に払出しの取扱いがなされているが、これらのうち、とくに重要なものについては、これが保管管理に万全を期するため、取扱いについてさらに検討されたい。

(3) 未収金の整理について
当年度未現在の未収金は次表のとおりで

区分	現年度分		過年度分		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
弁償金	—	円 1—	8	円 11,844	8	円 11,844
生産物売払代金	20	50,660	44	68,027	64	118,687
合計	20	50,660	52	79,871	72	130,531

前年同期に比載し、28千余円増加している。これら、未収金のうち現在なお未収となつているものの早期収納整理について一層努力されたい。

なお、当年度未収金のうちテレビ1台分42,410円が含まれているが、これら高価なものの受注と売却処分については一層慎重を期されたい。

(4) 物品の活用について
35年度に購入したレントゲンは全然利用されていない。従前の監査で指摘されており、これが活用について当局は検討されたい。

農業試験場(分場を含む)

昭和39年5月1日監査

監査委員 浜田庄平
同 中田玉章
同 千代西尾泰章

1 予算執行について

昭和38年度に係る39年3月31日現在の収入、支出の状況は次のとおりである。

(1) 収入

科	目	調定額	収入済額	収入済額	摘要
生産物売払代		円 1,215,465	円 1,028,613	円 186,852	
家畜類売払代		208,100	208,100	0	
不用品売払代		18,280	1,984	16,294	
その他		45,829	45,829	0	雑入 県庁舎建設寄附金
計		1,487,674	1,284,528	203,146	

(2) 支出

科	目	予算令達額	支出済額	差引残額	備考
県庁	庁費	円 33,249,440	円 31,822,157	円 1,427,283	
農業	試験場費	14,299,700	11,590,188	2,709,512	
農業	講習所費	1,250,772	943,054	307,718	
農業	指定試験費	2,780,500	2,508,632	271,868	
農業	改良普及事業費	425,580	273,428	152,152	
農業	改良事業費	280,000	213,688	66,312	
農業	経営合理化対策	138,360	89,201	49,159	
その他	その他	844,060	350,707	493,353	
計		53,268,412	47,791,055	5,477,357	

2 経理出納について

(1) 東伯分場の場合は電柱4本が設置されているが、県有財産の使用許可についての手続きが見当らさず、かつ、使用料調定も行なわれていない。所定手続きをとり収入調定の処置を執られたい。

(2) 38年度においてレキ耕栽培施設(水槽修理を含む)

を23,870円で、焼却場施設を25,000円で、特定業者に施行させているが、この工事代金の支払を同上業者から材料を購入したこととして、原材料費より支出している。この経理処置は適正でない。

(3) 旅費支給に当り、旅費の定額を減じ(打切り)更に残額の一部の受給権利を放棄させて、実費額にも充たない旅費支給をしているものが散見される。少額の予算を薄く延ばして使用しようとしたものであるが、適当とは認められない。

(4) 季節雇用した人夫に対する賃金の支出に当り、出役表の作成及びその経理処置に適正でないものがあった。雇用記録の整備、確認を行ない、会計事務の修正を期されたい。

(5) 農業試験調査事業で、農家8戸(2地区)を選定し、自給飼料作物の作付体系等の調査を行なわせ、この記録の記帳者及び調査補助員に対して支払らつた謝金より、一率に所得税を源泉徴収していたが適法でない。

00772

3 物品について

- (1) 各科長を物品取扱主任に任命し使用中の物品管理をさせているが、物品取扱主任が備え付けねばならない諸帳簿が整備されておらず、出納簿と貸与簿との数量に不整合を生じているものが相当件数見受けられ、物品の把握管理は不十分である。所定帳簿を備え物品の出納保管責任を明確にし、厳正な取扱いをされたい。
- (2) 物品の購入に当り、各科において直接発注、受領し、物品購入手続が事後伺となつていゝるものが散見され、監査日現在経理担当者が、未払義務額を把握していない状況にあつた。支出負担行為を厳格にし、統一ある予算執行に配慮されたい。
- (3) 営農試験調査事業で、東伯町美好及び赤崎町向原の試験地に対し、機械器具(美好、乾草機ほか5点、向原、動力車刈機ほか8点)を契約により貸し付けていたが、受領書を徴せず、いつたん物品取扱主任に交付し、これより貸し付けているなど適正を欠く

方法がとられていた。領収書を徴する等善処された

4 契約について

- (1) 農業祭出品のためパネルの製作を54,000円で委託していたが、同契約書は、パネル枠の寸法、規格等が約定されていない契約書となつていたので留意されたい。
- (2) 麦奨励品種決定現地調査ピール麦育苗現地試験等を委託実施していたが、委託期間は翌年度にまたがり、試験成績書は59年7月末日までに提出させることとし、58年度において委託料が支出されている。単年度予算をもつて2ヶ年にわたる事業を委託し、実績未確認のまま委託料を支出することは適法でない。関係当局は検討善処されたい。
- (3) 高度生産方式設定事業で、施肥法改善試験地8ヶ所を設け委託試験していたが、該委託契約の締結がないまま委託料48,000円を支出していたことは適法でない。

00773

(4) 畑地かんがい試験のため、口頭契約で民有畑地80aを試験地として借り上げ、24千円の灌水負担金を関係土地改良区に支払ひしていた。本件は文書により契約し、支出負担行為を行なうべきである。

(5) 物品購入に当り、売買契約の約定中、保証期間及び遅延利息算定起算日が約定されていないものが散見されたので整備を要する。

5 財産管理について

(1) 当場所管に係る財産台帳(副本)が整備されていない。早期に整備し、財産管理事務の適正を期されたい。

(2) 財産の数量、年間異動増減についての定期報告の面積が、次表のとおり、実測面積又は建築設計図面の面積と相違していた。早期に訂正処置をされたい。

種別	種目	定期報告書による面積(A)	実測又は設計図の面積(B)	(A)	(B)	差
土地建物	田舎	26,920坪	26,620坪	+	反	+0,300坪
"	本舎及び倉庫	559.47坪	559.45坪	+	反	0.02坪
"	小使室及び倉庫	26.00坪	24.50坪	+	反	1.50坪
"	豚舎及び鶏舎	11.25坪	11.20坪	+	反	0.05坪
"	配電室	6.35坪	6.30坪	+	反	0.03坪
"	収納舎	48.00坪	72.00坪	-	反	24.00坪
"	寄宿舎	111.28坪	110.00坪	+	反	1.28坪
"	寄殺菌室	3.00坪	3.50坪	-	反	0.50坪
"	農具置舎	7.50坪	6.00坪	+	反	1.50坪
"	自転車置場	3.50坪	3.00坪	+	反	0.50坪
"	農産加工室	40.50坪	40.00坪	+	反	0.50坪
"	温室	34.17坪	34.20坪	-	反	0.03坪

(3) 県有は場と民有借上げ場の境界、あるいは県有は場と隣接民有地との境界が不明確となつていゝる場所が数箇所あるので、早期に調査測量及び抗打等行ない明確な境界を確定されたい。

なお、本館建物の敷地を3所有者より1,032坪（7筆）借り上げているが、所有権者ごとの境界線が不明確のままであるので、前段同様処置されたい。

(4) 当場に32年度に900千円の経費をもつて購入したジーノ1台は使用不能となり、監査時は野天に放置されていたが、附属品の一部が紛失、損傷している状況にあつたことは、財産管理に充分な配慮が欠けていたものと認められる。

なお、本件に係る事故報告は未提出である。規定どおりこれが手続きを執るとともにジーノの処置につき善処されたい。

(5) 小使室及び倉庫（26坪）の1部（12坪）に職員を入居させ、建物の修理費に充当するため入居者から月400円を県の手算外に徴収していたが適法でない。行政財産の用途廃止については所定の手続きをとり適正管理を図られたい。

6 事務事業について

(1) 38年度における当場の主な試験研究項目は、次の

とおりである。

試 験 項 目	支出額 円	備 考
地力保全調査事業	1,517,000	本 場
病理育種試験	1,514,918	東伯分場
病害虫発生子察事業	1,151,610	本 場
二条大麦育種試験	993,714	東伯分場
水田機械化試験	607,475	本 場
営農試験調査事業	596,000	〃
高度生産方式設定事業	523,000	〃
主要作物種子生産事業	510,819	〃 東伯分場
主要作物奨励品種決定調査試験	493,277	〃
水田高度利用試験	480,704	本 場

(2) 各種の調査試験等の委託に際し、委託契約書委託請書を含む）に委託事項及び実施方法が明示されていないものが見受けられたので、適確な委託措置に留意されたい。

なお、委託事業については、実績報告書及び収支

精算書の提出がないものがあつたので、これらは必ず提出させるよう措置されたい。

7 その他

(1) 38年度に整備された施設物品は、次のとおりである。

土 接 殺 菌 装 置	円	第二種原付自転車	円
PFF水分測定用遠心器	870,000	受信記録計	120,600
渦 巻 ポ ン プ	190,000	テ イ ラ ー 機	105,000
耕 転 機	170,000	テ イ ラ ー 機	100,000
卓 上 複 写 機	165,000	原 散 布 機	100,000
	133,000		

(東伯分場)

1 財産管理について

(1) 当場建物の大半は、昭和26年農林省から引継を受けたものであるが、うち収納舎（45坪）、場長公舎（16坪）については監査日現在所有権の所在が不明確のままの状況にあつたので、早期に所有権の明確化を図られたい。

なお、建物の大部分は老朽化し、なかには使用不能なもの、倒潰寸前の状態にある建物などがあり、試験研究に支障をきたしているものと認められるので、関係当局は速やかに実態を調査し、補修措置に格別の配慮をされたい。

(2) 農業の近代化に対応するため大型農業機械類導入に伴う試験研究が必要となつているが、これに要する大面積のほ場は、周辺が市街地化しつつある現在地では得られない。他の農畜関係試験機関との総合調整をも含めて、当試験場は移転を要する時期に至つていると認められるので検討されたい。

2 事務事業について

(1) 二条大麦（ピール麦）育種試験（管理試験）のため、3,380,000円の経費をもつて38年2月に小型製麦装置（西独製）を購入しているが、本機のモーターサイクルが当地方の電気サイクルと異なると、及び使用方法について不明な点がある等のため、折角多額の経費をもつて購入された本施設は、監査日現

00776

在未使用のまま存置されている状況にあった。その効率的使用につき早期に善処されたい。

(西伯分場)

1 経理出納について

- (1) 当場の生産物売私代金の現金領収は、農業試験場兼務となつている農産加工所庶務係長が行つていますが、同係長は分任出納員としての任命がない。当局は速やかに善処されたい。
- (2) 生産物販売に係る現金領収書発行後、県支金庫への現金の払い込みが著しく遅延しているものが散見されたので、所定期日までに払い込むよう会計規則を厳守されたい。
- (3) 物品の購入は、本場から購入委嘱を受けて行なつているが、代金の支払が2ヶ月以上遅延しているものが散見されたので、本場は支払事務のじん速化を図られたい。
- (4) 当分場の経理は本場で行なわれているが、本場から速く離れて不便であるので、隣接の農産加工所の

経理機構を利用する等の検討を望む。

2 物品について

- (1) 生産主任から「生産物品報告及び引継(処分)伝票」により収支命令者に報告される数量は、販売数量のみ記入され全生産数量は省略された報告となつていたが、全数量を各区分に従い記入報告することが適当である。
 - (2) 生産收穫物品の出納記録は本場で行なわれているが、これらに関する事務処理は当分場で出納整理するが適当と思料されるので検討されたい。
なお、物品取扱主任が備える諸帳簿の記帳整理が充分でない。出納整理に厳正を期されたい。
 - (3) 農産加工所建設費で購入された備品はすべて加工所で保管管理されているが、管理及び責任の面よりして、実際上分場が使用しているものについては速やかに保管換の手續きを執られたい。
- 3 財産について
- (1) 当分場の施設中、家畜舎36.43㎡は37年度412,690

00777

円の経費で建築されて以来、現在まで家畜舎として使用した実績がなく、また、今後も家畜舎としての使用計画がないので該施設計画はすさんであつたと認めざるを得ない。

(2) 肥料運搬用に38年10月本場から農機具の宣伝カー1台が移管されたが、使用されないまま死蔵されており、結果的に、当場に不用のものを移管されたこととなつていたので善処されたい。

4 事務事業について

- (1) 当分場の職員は、分場長以下研究員4名、常農夫1名が配置されているが、そのうち研究員(そ菜担当)1名は休職中であり、常農夫は健康要注意者で半日勤務となつており、業務の遂行に支障を生じている面が認められる。県当局の検討善処を望む。
- (2) 里芋原種は伯州一本ねぎ採取は伯州船種子採取はの設置を民間に委託し、委託料15,000円を支出していたが、本場で契約しているため当分場は、委託内容が不明のまま指導を行なつていた。本場は契約書

の写を送付する等事業執行の円滑化に配慮されたい。

農業講習所

昭和39年5月1日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 千代西尾 泰 章

1 当所の経費として945,054円が支出されていたが講習生の在野状況は

区 分	36年度	37年度	38年度	備 考
本 科 生	30	29	(11) 24	()は38年度募集に より入所した人員である
実 科 生	12	2	0	
研 究 生	7	1	(11) 24	
計	49	32		

で、監査時現在の生徒数は10名であつた。

なお、実習生、研究生の減少は37年度より募集中止したためであり、本科生も39年度の入所募集は中止されていた。

2 講習生の北海道見学旅行に際し、特別旅費より3,900 (13人分) が支出されていたが、1人当り金額より見て本経費は報償費より支出することが妥当である。

3 農産加工技術の実習を行なうため、36年度に120千円をもつて購入した縫詰着締機は、設置以来現在まで加工技術者の配置がないため未使用のまま死蔵されている。該施設の設置はずさんであったと認めざるを得ない。

なお、農産加工室(40.5坪)は遊休化しているのので効率的活用の方途につき検討されたい。

西伯蚕業指導所 昭和39年2月5日監査
 監査委員 浜 田 庄 二
 同 中 田 玉 平

東伯蚕業指導所 昭和39年6月12日監査
 監査委員 浜 田 庄 二
 日野蚕業指導所 昭和39年6月24日監査
 監査委員 浜 田 庄 二

今回、県下5蚕業指導所のうち西伯、東伯、日野蚕業指導所の38年度に係る定期監査を執行した。その結果3蚕業指導所の共通の指導摘事項は次のとおりである。

1 各蚕業指導所の機動力の現状は次のとおり、

区分	オートバイのうち使用不能又は大修理を要するもの数		備 考
	台	台	
西 伯	5	—	職員 5名 普及員 19名
東 伯	4	2	" 5名 " 26名
日 野	1	—	" 4名 " 3名
計	10	2	" " 14名 " " 48名

職員14名、蚕業技術普及員48名に対し使用可能なオートバイは8台で、そのうち普及員48名に対しては3台を配置しているに過ぎず、その他のものは自己所有のものを使用している現状である。勤務実態等を考慮し

機動力の充実を図るとともに、自己所有のオートバイにより普及事業を行なっているものについては、警察官の例に準じ燃料費を支給する等検討を望む。

2 新養蚕技術の普及のため、3蚕業指導所所管で技術展示はを48箇所(48農家1,797ヵ)設置し、委託料72,000円を支出しているが、委託内容の明文化されていないもの、委託事業実績報告がなく事業効果の確認が行なわれていないものなどがあつたのでこの点留意を要する。

3 3蚕業指導所管内の蚕業技術普及員48名に対しては、報酬7,554,466円を支給して特別職とし、担当地区内を随時巡回指導させているが、その普及活動を見ると、全般的に指導経過記録の整備並びに普及改良上の問題事例の集積及びその分析整理が不十分である。効率的、実践的普及方法の確立に格段の努力を払われたい。

4 蚕業技術普及員の全活動時間(106,901時間)のうち対農家指導時間(52,121時間)は全体の48.8%であつて、その普及活動形態を見ると、戸別指導が対農家

指導時間中70%も占めている実情にある。養蚕経営の方法が革新的に改善されたことも併せ、普及員活動は集団指導の方向に進め、その効率化を計るべきものと史料されるので、活動形態及び普及員の配置等につき検討善処されたい。

5 蚕業技術員の旅費は「特別職の職員の旅費等に関する条件」別表「その他の特別職の職員の受ける旅費額の範囲内」で別段の定めもなく、一般職の4等級以下の職務にある者と同額の旅費が支給されている。関係当局は支給基準額について措置されたい。

(西伯蚕業指導所)

1 蚕蛾調整機の購入に当り、見積価格450,000円に対し、400,000円で納入されていたが、これは、旧母蛾調整機一式を50,000円で購入先に売却処分した代金を相殺したことによるもので妥当でない。また売買契約が前年度に締結されているなどその事務処置に適正を欠く方法がとられていたが、会計事務の適法処理に留意されたい。

2 桑委縮病防除、豪雪による桑苗自給対策等に対する補助事業で、事業の完了時に補助金の交付決定を行なっていること及び概算払を概算払通知の手続未了のまま支出していたことは適法でない。補助金の経理事務の適正処理に格段の留意を要する。

3 旧蚕業指導所の建物129,85坪のうち皆沢ダム調査事務所に121,55坪を貸付しているが、台帳面積と符合していないので再調査し、的確なる処置をされたい。また、貸付料(月額)2,500円は知事の指定する職員が発行する納額告知書により納入することとなっているが、職員指定の措置が執られていないので、職員を指定し相手方に通知する要がある。

(日野蚕業指導所)

1 蚕業技術普及員の旅行命令を日野養蚕農業協同組合の旅行命令簿により発しているが適法でない。また、支給された旅費のうちには規定以上に打切支給されているものが見受けられたので、適法に処理すべきである。

2 耐病性優良桑苗生産事業で事業費208,180円に対し補助金22,000円(単県)を補助金の額の確定を行なわずに検査完了により精算払しているが、補助金の精算払は補助金の額の確定後行なうべきである。

鳥取県農業協同組合中央会

昭和39年7月25日 監査

二平賢 田玉浩 坂野 中野 濱田

今回、本中央会に対し、補助金を交付されている次の補助事業について、地方自治法第199条第6項の規定に基づき監査を執行した。

(単位 円)

事業名	区分	交付決定額		実績		事業目的
		事業費	補助金	事業費	補助金	
農協中央会事業活動促進費補助金(国補対象)	(単県)	2,753,930	1,096,000	2,926,704	1,096,000	
"	(単独分)	1,108,000	900,000	1,115,969	900,000	
"	(農協講習所分)"	900,000	750,000	853,568	750,000	
農業協同組合併補助金(駐在指導費)		780,000	390,000	780,000	390,000	
計		5,541,950	3,136,000	5,676,241	3,136,000	

その結果、指摘及び改善事項は次のとおりである。

1 中央会事業活動促進費補助金(国庫補助金分)について

(1) 経営改善研修事業を222,142円で、監事監査研修事業を87,105円で、職員養成研修事業を160,227円でそれぞれ実施していたが、支払経費の内訳が県に對する実績報告書の費目区分と符合せず、雑費は報告額以上に支出されていた。また、研修生のうち中央会支所の職員のみは研修会出席旅費が支給されて

いるが妥当でない。

(2) 経営改善研修事業は、翌年度事業計画に對する会議、協議会と本来の研修との区分が判然としないものがあつた。

(3) 合併農業協同組合の事業経営計画の推進を円滑に図るため、中央会がその駐在指導員8人を8組合に派遣した駐在指導費(人件費52ヶ月分)780千円対し390千円を定額補助しているが、駐在指導員の指導記録が整備されておらず、従つて該補助事業の効

00782

果を確認したい状況にあつたので、指導記録等の整備を補助条件に付することが妥当と思料される。検討善処されたい。

2 中央会事業活動促進費補助金(農協講習所分)について

(1) 施設維持管理費38,910円の支出のうち、旧施設完備のための積立金10,000円、講習所完備のための積立金20,000円が支出されてをり、事業目的に照らし適正と認めがたい。これが措置につき検討善処されたい。

(2) その他講習所の運営に直接関係のないと思われる経費の支出が見受けられた。事業執行に当り充分留意されたい。

3 中央会事業活動促進費補助金(県費分)について
中央会の事業の活動促進を図るため、事業活動促進事業費1,115,969円に対し県費補助金900,000円を「農業協同組合中央会事業活動促進費補助金交付要綱(第2項)」に基づき、次表内訳のとおり交付(予算補

助) しているが、下記のとおり、補助目的に沿わない用途に支出されている等適当でない支出が見された。

事業内訳	事業費		事業費負担区分		備考
	円	円	県補助金	中央会額 負担	
農業協同組合及び連合会組織整備指導費	614,539	600,000		14,539	
営農指導事業費	221,430	100,000		121,430	
農協青年部連絡協議会費	140,000	100,000		40,000	
農協婦人団体	140,000	100,000		40,000	
計	1,115,969	900,000		215,969	

これは補助金の交付申請に当り提出された補助事業計画が事業項目の羅列のみで、その計画事業量が不明確のままこれを認めたことにも起因するので、補助事業計画書は各事業区分毎に具体的、数量的に記載させ、補助対象の範囲、流用制限等を明定しておくべきである。具に提出させる実績報告書についてもさらに具体的に記載させるようにされたい。

(1) 組織整備指導費補助事業費 614,539円の支出額中、

(鳥取県)
鳥取県公報

00783

与論科学協議会負担金、中四国、九州地区農業協同組合総会企画研究負担金等に43,820円が支出されていたが、適当とは考えられない。

(2) 組織整備事業費614,539円中、88,160円を流用申請手続を経ないまま営農指導事業費へ流用されていたが、該流用は各事業間流用であるので、補助金交付要綱に従い知事の承認を得るべきである。

(3) 組織整備指導費中で確認した食糧費は83,696円で、これは単位農協合併推進、畜産組織経営合理化委員会、組織整備促進委員会等の際のものであるが、補助対象にすべきものかどうか判断としない。交付対象を明定することについて検討されたい。

鳥取県経済農業協同組合連合会

昭和39年7月23日 監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平

今回、鳥取県経済農業協同組合連合会が38年度の補助

事業として実施した麦種子緊急確保対策事業(補助額5,641,969円)、移出そ菜価格補償事業(補助額1,000,000円)、甘藷高澱粉品種緊急増殖ほ設置事業(補助額250,000円)、鶏卵品質荷造改善共助会助成事業(補助額50,000円)について、地方自治法第199条第6項の規定に基づく監査を執行した。その結果、留意事項は次のとおりである。

1 補助事業の経理方法について

各補助事業費の経理は、当会の一般経費中に含めて行なわれ、補助事業分に担当するものの分別確認し難いものがある。補助事業費については補助簿を設けるなど補助対象額を明確にさせておくべきである。

2 補助事業効果の確認等について

補助事業の実施に当り、事業効果についての配慮が充分でないもの、補助目的に沿わない用途に充てられるもの等が下記のとおり見受けられたので、県当局は留意されたい。

(1) 麦種子緊急確保対策事業について

(A) 本事業は57年の長雨被害を受けた農家に必要な麦の種子確保並びに配布事業に対する補助で、その実績は下記のとおり

(単位 K)

区 分	種子確保計画	種子確保	差引増△減
小 麦	39,120	36,631	△ 2,489
大 麦	1,820	0	△ 1,820
裸 麦	65,900	62,811	△ 3,089
ビ ー ル 麦	112,811	104,452	△ 8,448
計	219,720	203,874	△ 15,846

種子確保計画数量に対し、92.8%で、購入種子(203,874K)中には発芽率の低いものも含まれ、補助事業効果が初期の目的どおり挙つていない。

(B) 種子保管中の倉庫を、種子購入前に行なつた清掃人夫賃、ねずみ駆除剤購入費等補助目的に沿わない支途と認められる経費が補助対象とな

つている。

(2) 移出そ菜価格補償事業について

(A) 本事業は、人参、ほうれん草の集団生産地育成を図るため、移出そ菜の市場取引価格が知事の定めた基準価格を下廻つた場合、県経済連が価格補償した額(人参3,374,453円、ほうれん草586,771円計4,961,244円)に対し、補助金1,000,000円を交付したもので相当の効果を挙げたと認められるが、さらに進んでこれらの出荷団体を組織化し、一定基準を上廻つた価格で取引された場合、利益の一部を積立させ、将来の補償財源の一部に充てさせる等これをしてこととする共済制度の確立について検討されるよう望む。

(3) 甘藷高澱粉品種緊急増殖は設置事業について

(A) 本事業は、高澱粉品種の甘藷(農林2号)を農家に普及配布するため苗床設置(400坪)並びに増殖は設置(20ha)に要した事業経費500千円に対して補助金250千円を交付したもので

あるが、農家より本品種に対する需要が全くなく、従つて増殖はから収穫された甘藷225,000kgは12,915kgを自家保有し、残量212,085kgを民間加工業者に売却処分しており、事業効果は全く挙つていない。これは甘藷の普及計画並びにこの種の需要の見通しのないまま国庫より補助金の交付割当を受け事業を実施したためと認められる。取捨選択を慎重にされたい。

(B) 事業主体は当連合会となつているが、実際は資材の一部を交付して2農協に依頼し、農協はさらに個人へ依頼、事業実施しており、その間の事業執行状況及びその経理処置が充分にはあきされていらない状況にあつた。

(C) 事業実績報告における苗床施設資材の購入に要した経費は100千円となつているが、このうちには当連合会自体の収入となる販売手数料15,800円が含まれており、この補助金経理処置は検討を要する。

(4) 鶏卵品質荷造改善共励補助事業について

(A) 鶏卵の品質及び荷造を改善して県産鶏卵の市場価値を高めるため、随時抜取検査を行なつて褒賞、検討会を行なう当会の事業に対して補助を行なつたものであるが、事業の実施期間が38年6月1日より10月31日までであるのに、補助金の交付決定を事業実施後の39年2月13日に行なつていふことは不当である。

(B) 事業の着手前に使用された経費2,930円、その他適当と認めがたいものが補助対象となつて

東伯西部農業改良普及所

昭和39年4月15日 監査

監査委員 中 田 玉 平
同 野 坂 浩 賢
米子農業改良普及所 昭和39年5月29日 監査
監査委員 浜 田 庄 三

00786

同 中 田 玉 平
日野北部農業改良普及所

昭和39年6月24日監査

監査委員 浜 田 庄 二
同 中 田 玉 平
同 野 坂 浩 賢

県下12地区農業改良普及所の中、東伯西部、米子、日野北部の3農業の良普及所について、昭和38年度に係る定期監査を執行した。共通の指摘事項は次のとおりである。

- 1 農業改良普及所は、普及指導に係る事務の一部を口頭依頼により地区協議会職にそれぞれ補助させ、その職員に対し謝礼金を報償費より支出していたが、この支出は、使用実態からして賃金より支出することが妥当である。
- 2 各所長は、職員(長を含む)の旅行命令、超過勤務命令を行なっているが、これは支出の原因となる行為

であるので、所轄地方農林振興局長は関係予算を文書で内示するよう、これが取り扱いつき検討善処されたい。

また、経費を伴う事業実施に当り、局に対し口頭及び電話による連絡のみで執行しているものがあるが、文書により処置されたい。

3 農業会社、団体及び協議会等から直接は場試験の依頼を受け展示ほを設置しているものがあるが、委託農家への経費の支払方法等の事務処理に検討を要するものがあつた。

4 展示は、指導地の設置に係る事業完了の検査確認は普及員が行ない、請求書等はその旨の証明をしているが、該検査確認行為は検査員の任命を受けて行なうべきである。

- 5 現有機動力について
(1) 機動力の配置及び整備は

00787

配 置 先	台数	大修理を必要とするもの		備考
		使用不能のもの	使用不能のもの	
米 子 農業改良普及所	23	9	4	
日野北部	7	—	1	
東伯西部	7	3	—	
計	37	12	5	この外協議会から1台を借用している。

で、大修理または、使用不能のものが全体の46%を占めている。所員の活動範囲は遠隔地が多く現状の機動力では普及活動に支障を来している面が少なくないので、早期に機動力の整備が望ましい。

なお、配備されている37台中には排気量900cc以下のものが9台配置されているが、使用地の地勢から見てその走行能力が弱く、耐用年数も低いので、購入機種の種類に当つてはこの点充分配慮されたい。また、使用不能のものについては速やかに返納手続きを執られたい。

(2) 機動力の整備には逐年努力が払われているが、こ

れに対する修繕料、燃料費の予算令達が僅少のため、地区協議会より援助を受けている実情にあつた。当局は普及活動に支障のないよう、必要経費の予算措置につき配慮を望む。

6 普及活動は農業改良普及計画に基づいて行なわれているが、普及活動をさらにより合理的、具体的に行なうため、同時に問題事例の把握とその効果の検討分析をするため、「普及活動月別記録簿」が配布されている。

しかしその活動及び指導経過の記録が不十分であるもの並びに問題事例の記録整理が充分でないものが散見されるので、記録簿を整備し、実践的な普及活動の確立に資するよう配慮されたい。

7 自作農維持創設資金借入農家に対する営農改善指導のなされていない農家が散見され、全般的にこの面の指導が低調と認められるのでさらに努められたい。

なお、借入農家の指導には自作農維持創設資金借入申請書(写)が普及所に送付されることが前提となるので、関係機関は相互の連絡を図ることに配慮されたい。

(米子農業改良普及所)

- 1 境港支所は、境港市役所の一部を無償で使用しているが、正式手続きが行なわれていないので、合法な手続きを執らねたい。
- 2 38年1月1日3普及所が統合された際、紛失した物品 (園芸計、計算尺) を所轄の地方農林振興局へ事故報告していたが、これに対する事後処理が未了であったので、関係当局はこれが事務処理を早期にされたい。
- 3 境港支所職員の旅行命令を支所の主任が行なっていたが適法でない。所長命令とするよう処置されたい。
(東伯西部農業改良普及所)
- 1 当所職員に貸与しているオートバイは保管場所がなく、個人が自転車預り所 (駅前) に保管し、借上料 (月200~450円) を負担していたが、当所は適当な保管場所の借上措置を講じ、適切な物品管理を図る必要がある。
- 2 当所が30年11月より使用している電話器1台はその所有権の帰属が不明で備品整理簿にも登記されていない

(日野北部農業改良普及所)

- 1 使用中の物品の出納保管の記録がなく、管理が不充分である。物品取扱主任が備える諸帳簿を整備し適正管理を期されたい。
- 2 生活改善普及事業で濃密指導地区、パイロット地区の実態は極の諸調査を行なっていたが、当普及所の生活改善普及員の異動が短期間で行なわれているため、普及活動が中途半端となり、地についていないものと認められた。当所は人事異動に当つてはこのような持続的に活動することを必要とする事業に従事する者についてとくに慎重に諸般の事情を考慮し、活動力が減殺しないよう配慮する必要がある。

昭和四十年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目

印刷所 鳥取県鳥取市東谷町

印刷所 鳥取県鳥取市東谷町

印刷所 鳥取県鳥取市東谷町

印刷所 鳥取県鳥取市東谷町

印刷所 鳥取県鳥取市東谷町